

# 県庁舎設備総合管理業務委託仕様書

## 第1編 一般共通事項

### 第1章 一般事項

#### 1 目的

この仕様書は、県庁舎の設備及び施設の点検及び保守、運転・監視の各業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

#### 2 業務の名称

県庁舎設備総合管理業務委託

#### 3 業務委託場所

新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁舎）

#### 4 建物概要

	行政庁舎	東回廊	議会庁舎	警察庁舎	西回廊	職員会館	車庫棟
建築面積（㎡）	2,788	2,187	3,650	3,570	5,050	1,856	3,444
延べ面積（㎡）	45,689	2,005	10,800	14,446	10,221	2,672	3,519

※行政庁舎に発電設備室、警察庁舎に警察受変電室を含む。

#### 5 対象設備

新潟県庁舎設備、商工会議所（総務事務センター）の軽微な設備

#### 6 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 7 受託者の責務

受託者は、本仕様書に基づいて県庁舎設備・施設を適正に管理し、記載のない事項であっても県と受託者が必要により協議して定めた業務はこれを遵守し、設備管理業務の遂行にあたらなければならない。

#### 8 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したとき、または、本仕様書に記載する軽微な修理の範囲を超える修理が必要であると判断したときは、ただちに県へ報告し、指示を受けるものとする。

#### 9 安全の確保

業務の遂行にあたっては、関係法令の遵守に努め、火災及び事故の防止等安全の確保に万全を期さなければならない。

#### 10 業務計画書の提出

受託者は業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を作成し、県に提出するも

のとする。

- (1) 業務実施方法
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施工程表（年間及び月間）
- (4) 業務種別ごとの詳細工程表
- (5) 業務員名簿（資格を要する業務にあたってはその充足を示す書類）
- (6) 仮設・養生等の計画
- (7) 使用機材等一覧表
- (8) その他必要な事項

#### 11 業務履行届（兼成果報告書）の提出

受託者は、業務を完了したときは、次の書類を県に提出しなければならない。

- (1) 業務履行届（兼成果報告書）
- (2) 保守点検整備記録等
- (3) 業務日報
- (4) 業務実施状況写真
- (5) その他県が必要と認め提出を求めた書類

#### 12 検査及び立会確認等

受託者は、委託契約書に定める検査及び県が指定する業務の終了時等には、県の担当職員  
の立会を求め確認を受けるものとする。

また、労働安全衛生法令の定めによるボイラー性能検査・第一種圧力容器性能検査につい  
ては、その検査に立会わなければならない。

#### 13 機材等の負担区分

この業務の遂行に必要な計器・工具及び機材等は、原則として受託者が負担するものとし  
る。ただし、電力・用水等は無償で供与する。

また、消耗部品の取替程度の軽微な修理は点検内容に含むものとし、点検内に各種法令で  
定める性能検査等受検のための定期点検整備、機器の点検、注油、調整等も含むものとする。

#### 14 業務の実施

この業務は原則として平日（土曜は含まない）の昼間に行うものとするが、県が指定する  
業務については平日の夜間または土・日曜日、休日の昼間に行う場合もあるものとする。

#### 15 損害賠償

受託者は、この仕様に定める業務の不履行、もしくは点検不備等の不完全履行により、県  
に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければなら  
ない。

#### 16 災害やトラブル発生等非常時の対応

非常時には、県と綿密に連絡をとり次の業務を行うとともに、関係者相互に連携を密にし  
初期対応が遅れないよう体制を整備する。

- (1) 火災の初期消火と的確な通報
- (2) 防火・防煙・排煙設備等防災設備の操作
- (3) 安全な避難誘導と被害拡大防止のための必要な措置（非常放送、昇降機の火災管制等）

#### 17 必要事項の充足

本仕様書は設備機器の保守点検についての大綱を示すものであるから、仕様書に記載され

ていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては受託者においてこれを充足するものとする。

#### 18 官公署への報告

官公署へ報告が必要なものについては、受託者においてこれを代行する。

#### 19 契約更新時の業務の引継

本委託の契約更新時において、契約更新後の受託者が契約更新前の受託者と異なった場合、契約更新前の受託者から契約更新後の受託者に対して十分な引継を行うものとする。

#### 20 疑義に対する協議

業務の内容について疑義が生じた場合や、本仕様書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、総括責任者は県と協議する。

#### 21 用語の定義

この仕様書で用いる用語は、次のとおりとする。

- (1) 共通仕様書：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（令和5年版）
- (2) 県庁舎：行政庁舎、東回廊、議会庁舎、警察庁舎、西回廊、（地下連絡通路を含む）職員会館、車庫棟（実験棟を含む）及び渡り廊下、構内施設をいう。
- (3) 施設：建築物、設備及び構内施設をいう。
- (4) 建築物：建築主体構造及び内外装まわりをいう。
- (5) 設備：建築設備、電気設備、機械設備及び共通の設備をいう。
- (6) 共通の設備：電気設備及び機械設備のいずれにも共通する設備で消防用設備及び中央監視設備をいう。
- (7) 構内設備：外構、埋設物及び植栽をいう。
- (8) 設備の管理：設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するもの（計画及び評価は指示を含め主として県が行う。）をいう。
- (9) 設備の保全：設備機器又は部品の初期性能を維持するために行う処置で運転監視を含めた点検、保守及び修繕をいう。
- (10) 設備の保守：設備の機能を維持するために行う調整（ネジの増締め、注油、機械室等の清掃、小部品の取替えを含む小修繕）をいう。
- (11) 運転：施設の機能を発揮させるために日常点検と一体になって行う設備機器の操作監視をいう。
- (12) 点検：設備の機能低下の状況、設備機器の運転状態を調査し良否を判定することをいう。
- (13) 日常点検：設備機器の運転に関連して日常に行う点検をいう。
- (14) 定期点検：設備の機能低下の状況について定期的に行う点検及び設備機器の運転状態について定期的に行う点検をいう。
- (15) 法令点検：法に基づき定期的に行う点検をいう。
- (16) 修繕：設備及び機器の機能低下又は損傷部分を現状に回復して当初の機能を維持することをいう。
- (17) 管理職員：総務部管財課庁舎設備班副参事の職にある者をいう。
- (18) 担当職員：県の職員で県庁舎設備総合管理業務を担当する者をいう。
- (19) 業務員：委託を受けた業務を契約書及び仕様書に基づき実施する者で、主任業務員、業務員及び業務員補をいう。
- (20) 総括責任者：委託を受けた業務を実施する責任者で、他の業務員を指揮監督し、総合的

な業務の管理運営を行う者をいう。

- (21) 主任業務員：総括責任者不在時において、総括責任者の業務を代行する者をいう。
- (22) 主任技術員：ボイラー取扱主任者選任及び危険物保安監督者選任される者で、それに係わる業務等を行う者をいう。
- (23) 指 示：県が方針、基準、計画及び業務の実施方法などを具体的に示し、その実施を受託者又は総括責任者を通して義務づけることをいう。
- (24) 協 議：困難、不都合が生じたことにより県と受託者の双方が集まって協議することをいう。
- (25) 承 諾：受託者側の発議により県に報告し、県が承諾することをいう。
- (26) 直 営：県の職員が直接行う業務
- (27) 委 託：本契約により受託者が行う業務
- (28) 開 庁 日：閉庁日以外の日
- (29) 閉 庁 日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- (30) 昼 間：8：30～17：15
- (31) 夜 間：17：15～8：30

## 第2章 業務現場管理等

### 2.1 総括責任者

#### 1 資格等

受託者は、以下の資格及び条件を全て満たす総括責任者を選任し、県へ報告すること。総括責任者を変更した場合も同様とする。

なお、総括責任者は常駐を原則とし、総括責任者不在時は、主任業務員がその業務を代行するものとする。

- ① 第三種電気主任技術者以上
- ② 建築物環境衛生管理技術者
- ③ 二級ボイラー技士以上
- ④ 受託業務について十分な知識および指導力を有し、設備管理業務に係る実務経験を15年以上程度有すること。

#### 2 業務内容等

総括責任者は、本委託における各業務の総括管理を行い、業務間の調整等円滑な業務進捗に向け適切な措置をとるものとする。

##### (1) 総括責任者の勤務区分

- ① 開庁日の昼間に勤務する。(8:30～17:15)
- ② 閉庁日及び夜間(17:15～8:30)は主任業務員が代行する。

##### (2) 県庁舎設備の把握

県庁舎の設備機器の機能を充分理解し、業務員に対しては、保守指導書等により保守点検業務にあたらせるとともに、各庁舎、各室は使用条件が異なるため、省エネルギー、機器の機能保持を考慮し、業務を実施すること。

##### (3) 計画立案業務

総括責任者は、各業務を計画的に実施するため、次の計画書等を適宜作成し、県へ提出すること。

- ① 年間及び月間の点検、作業等実施計画書
- ② 保全実施計画書

##### (4) 記録及び報告等

###### ① 記録

総括責任者は、本委託における各業務の点検記録、設備の運転実績及び保全実績を作成し、整理の上、定められた日時までに担当職員に提出する。記録は、設備の損耗、経年変化、機能低下の状態把握及び設備の修繕、更新並びに保全計画、管理改善に重要な役割を果たすものであり、現状を的確に表現した判断しやすいものとする。

###### ② 報告等

総括責任者は、次の場合、担当職員に連絡又は報告するものとする。

- ア 主任業務員、業務員、業務員補又は主任技術員が事故にあったとき。
- イ 業務の実施が著しく困難となる状況が発生したとき。
- ウ 機器及び装置に異常が生じたとき。
- エ 運転管理上危険な状況が生じたとき又は生ずる恐れがあるとき。
- オ 設備、機器の事故及び重故障、地震その他の災害に対してとった緊急対策経過状況及び特別点検。
- カ 指示された業務が終了したとき。ただし、定期的に所定の報告を行っているものは除く。
- キ その他必要な事項

(5) 連絡体制等

総括責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、県の担当職員と協議して定め、県の担当職員及び業務員に周知徹底する。

## 2.2 主任技術員

### 1 資格等

受託者は、以下の資格及び条件を全て満たす主任技術員を選任し、県へ報告すること。主任技術員を変更した場合も同様とする。

なお、主任技術員は常駐を原則とし、主任技術員が休暇取得時は、代理の者を配置することとする。代理の者の資格要件は問わないこととする。

- ① 一級ボイラー技士以上
- ② 危険物取扱者乙種第四類以上

### 2 業務内容等

(1) 主任技術員の勤務区分

- ① 開庁日の昼間に勤務する。(8:30～17:15)

(2) 県庁舎ボイラー取扱主任者選任

自主定期点検、法定検査立会等選任に係わる業務

(3) 県庁舎危険物保安監督者選任

自主定期点検、危険物受入れ立会、法定検査等選任に係わる業務

(4) ボイラー取扱い運転管理業務

ボイラー給水・薬剤注入等

(5) 県庁舎空気環境測定業務 (1回/2月)

測定箇所は別途協議とする。

(6) 県庁舎水質測定業務

上水：1回/週、雑用水：1回/週、下水：1回/日

(7) シーズン設備配管・蓄熱槽バルブ切替業務

## 第2編 定期点検及び保守

### 第1章 建築設備

#### 2.1 自動扉保守点検（年4回－5, 8, 11, 2月）

##### 1 対象設備（位置詳細は別図2.1「自動扉配置図」による）

自動扉開閉装置（製造者：ナブコ工業株式会社）

##### （1）両引戸保守点検整備

行政庁舎	正面玄関	[	2	台	]
警察庁舎	正面玄関	[	2	台	]
西回廊	西玄関	[	3	台	]
西回廊	南玄関	[	2	台	]
西回廊	生協売店入口	[	1	台	]
行政庁舎	サービスヤード入口	[	1	台	]
行政庁舎	情報センター入口	[	1	台	]
東回廊	秘書課入口	[	1	台	]
議会庁舎	正面玄関	[	2	台	]
西回廊	特別レストラン入口	[	1	台	]
西回廊	危機管理センター入口	[	1	台	]

##### （2）片引戸保守点検整備

行政庁舎	郵便局入口	[	1	台	]
行政庁舎	ICT推進課	[	1	台	]
行政庁舎	ICT推進課（IDカード用）	[	1	台	]
行政庁舎	サーバー室	[	1	台	]
議会庁舎	西玄関	[	2	台	]
警察庁舎	情報管理課	[	1	台	]
行政庁舎	バリアフリースイレ	[	4	台	]
議会庁舎	バリアフリースイレ	[	2	台	]
警察庁舎	バリアフリースイレ	[	1	台	]
西回廊	バリアフリースイレ	[	1	台	]

#### 2 業務内容

以下の項目について、それぞれの状態を点検し、必要な調整・軽微な修理〔消耗部品（戸車、Vベルト、振れ止め）の交換を含む。（部品代別途）〕を行う。

##### （1）3ヶ月（年4回）保守点検整備

- ①ドア・サッシ部 ・ 傷や隙間及び異音の点検調整
- ②懸架部 ・ 吊戸車やハンガーレール他摩耗品の点検、清掃
- ③動力部、作動部 ・ 手動開閉の動作及び異音の点検調整
- ④制御装置 ・ 開閉速度や開閉スイッチの感度等点検調整
- ⑤センサー部 ・ センサー及び補助センサーの点検、清掃  
・ タッチスイッチ及び併用スイッチの点検、清掃
- ⑥電気回路 ・ 通常開閉動作及び反転動作の点検調整

(2) 6ヶ月(年2回)保守点検整備

- ①懸架部                   ・吊戸車及びストッパーの取付状態の確認
- ②動力部、作動部       ・エンジンの取付状態の点検調整
  - ・防振ゴムの変形や従動プーリーの取付状態の点検調整
  - ・ベルト及びチェーン他摩耗品の点検調整
- ③センサー部            ・マットスイッチ変形等の点検
- ④電気回路              ・電線の支持、接続及び被覆の状態の点検

(3) 1年(年1回)保守点検整備

- ①懸架部                   ・ハンガーレールの取付状態の点検調整
- ②制御装置               ・制御装置の取付状態の点検調整
- ③センサー部            ・マットスイッチ排水溝の点検
- ④電気回路              ・絶縁抵抗及び電源電圧の測定及び確認

## 2. 2 横軸回転窓保守点検 (年1回—業務完了月：7月 ※点検は6月議会前までに実施)

### 1 対象設備 (位置詳細は別図2.2「横軸回転窓配置図」による)

#### (1) 行政庁舎 横軸回転窓

対象範囲：5階～10階の横軸回転窓

5階	56	窓	6階	56	窓	7階	56	窓
8階	56	窓	9階	56	窓	10階	56	窓

#### (2) 警察庁舎 横軸回転窓

対象範囲：1階～4階の横軸回転窓 (東、西、南面)

1階	52	窓	2階	53	窓	3階	54	窓
4階	54	窓						

計 549 窓

## 2 業務内容

以下の項目について横軸回転窓 (上部窓)、内倒し窓 (下部窓) それぞれの状態を点検し、必要な調整・軽微な修理を行う (上記作業に係る軽微な交換部品及び修理部品については委託者が支給するものとする。)

なお、点検の結果は別表2.2にて報告すること。

#### (1) 窓の開閉作動状況の点検及び調整

脱落、落下危険の有無

円滑に開閉動作するか

#### (2) 気密性の点検及び調整

エアタイト材の取付状況

建具および周囲からの漏水痕の有無

#### (3) 施錠状態の点検及び調整

ロック・安全ラッチが正常に作動するか

閉鎖時のがたつき・変形等の有無

ハンドルは正常に動作するか

#### (4) 建具の劣化損傷の有無

ビス等の緩み及び脱落の有無

外観の傷・腐食等の有無

#### (5) ブラインド点検 (上部窓のみ)

動作は正常か

ブラインドひもの劣化の有無

#### (6) ガラス・シール材点検

ガラスのひび、損傷の有無

シール材の劣化・損傷の有無

## 2. 3 高窓・排煙窓保守点検 (年1回—業務完了月：9月)

### 1 対象設備 (位置詳細は別図2.3「高窓・排煙窓配置図」のとおり。)

- (1) 行政庁舎 高窓・排煙窓  
対象範囲：4階～18階 光庭部 171カ所
- (2) 西回廊 高窓・排煙窓  
対象範囲：1階～2階 27カ所
- (3) 議会庁舎 高窓・排煙窓  
対象範囲：1階及び4階 12カ所
- (4) 警察庁舎 高窓・排煙窓  
対象範囲：1階 2カ所

計 212カ所

### 2 業務内容

以下の項目について高窓・排煙窓の状態を点検し、必要な調整・軽微な修理を行う（作業に係る軽微な交換部品及び修理部品については委託者が支給するものとする。）

なお、点検の結果は別表2.3にて報告すること。

- (1) 窓の開閉作動状況の点検及び調整
  - 脱落、落下危険の有無
  - 円滑に開閉動作するか
  - アームの劣化等の有無
- (2) 気密性の点検及び調整
  - エアタイト材の取付状況
  - 建具および周囲からの漏水痕の有無
- (3) オペレーター点検及び調整
  - オペレーターが正常に作動するか
  - ハンドルボックスのギアの劣化等の有無
  - ワイヤーの劣化等の有無
- (4) 建具の劣化損傷の有無
  - ビス等の緩み及び脱落の有無
  - 外観の傷・腐食等の有無
- (5) ガラス・シール材点検
  - ガラスのひび、損傷の有無
  - シール材の劣化・損傷の有無

※高所の点検時には高所作業用の昇降機を貸与する。

※議会庁舎4階高窓・排煙窓4カ所は、仮設足場（ローリング足場）設置を行う。

## 第2章 電気設備

### 2.4 受変電設備保守点検（年1回－業務完了月：11月）

#### 1 対象施設

この業務を実施する設備は下記のとおりとし、詳細は別表 2.4「受変電設備保守点検対象設備」のとおりとする。

- (1) 特高受変電設備
- (2) 高压配電設備
- (3) 高压変電設備・低压配電設備（行政庁舎地下・行政庁舎2階・警察庁舎）
- (4) 非常用発電設備
- (5) 無停電電源設備（CVCF）
- (6) 直流電源設備
- (7) 太陽光発電設備
- (8) 照明制御設備
- (9) 非常照明設備
- (10) 非常用高压受変電設備
- (11) 車庫棟電気自動車充電器用電源設備
- (12) 登退庁表示設備

#### 2 業務内容

##### (1) 特高受変電設備

##### ア 主変圧器

絶縁油試験は3年に1回（次回令和10年度実施予定）

項目	点検内容
外 観	① ボルト等緩みの有無点検 ② 漏油の有無点検 ③ 変色、塗装の剥離及び発錆の有無点検 ④ 接地抵抗の測定
絶 縁 油	① 油中ガス分析 ② 水分測定 ③ 特性試験（破壊電圧・体積抵抗率・全酸価・比重度・引火点等）

##### イ 特高操作盤・継電器盤

保護継電器の特性試験は3年に1回（次回令和10年度実施予定）

項目	点検内容
外 部	① 損傷、発錆、変色の有無点検
内 部	① 清掃 ② 配線の損傷、加熱、断線の有無点検 ③ 端子の緩みの有無点検・増締め
接 地 線	① 締付部の緩みの有無点検・増締め ② 変色、断線の有無点検
保護継電器 32台 51R:6台 51GR:2台 50R:6台 50P:6台 51P:6台 87T:6台	① 特性試験 ② 保護動作試験

(2) 高圧配電設備

ア 7. 2kVスイッチギア(13面)

保護継電器の特性試験は3年に1回(次回令和10年度実施予定)

項目	点検内容
外部	① 損傷、発錆、変色の有無点検
内部	① 清掃 ② 配線の損傷、過熱、断線の有無点検 ③ 端子の緩みの有無点検・増締め ④ 進相コンデンサ、直列リアクトルの点検
絶縁抵抗	① 母線の絶縁抵抗測定
接地線	① 締付部の緩みの有無点検・増締め ② 変色、断線の有無点検
母線	① 母線支持部、母線接続部等の変形、損傷、脱落の有無点検 ② 締付部の緩みの有無点検・増締め
保護継電器 90台 51 58台 27 8台 59 4台 64 2台 67G 18台	① <del>特性試験</del> ② 保護動作試験
停電作業(警察庁舎)	① 停電作業を実施する。
停電作業(警察庁舎以外)	① 停電作業を実施する。

イ 遮断器(VCB)

細密点検は12年に1回

項目	点検内容	
普通点検	外観	① 外観点検 ② 清掃
	内部点検	① 開閉操作(トリップボタン操作を含む) ② 導通試験 ③ 絶縁抵抗測定
細密点検	<del>外観、内部点検等</del>	<del>① 開閉操作(トリップボタン操作を含む) ② 操作機構部点検 ③ 遮断部点検 ④ 真空バルブ点検 ⑤ その他、必要な点検</del>

(3) 高圧変電設備・低圧配電設備（42面）

（行政庁舎地下・行政庁舎2階・警察庁舎・危機管理センター）

ア 変圧器盤・低圧配電盤

保護継電器の特性試験は3年に1回（次回令和10年度実施予定）

項目	点検内容
外部	① 損傷、発錆、変色の有無点検
内部	① 清掃 ② 配線の損傷、過熱、断線の有無点検 ③ 端子の緩みの有無点検・増締め
絶縁抵抗	① 各分岐回路の絶縁抵抗測定
接地線	① 締付部の緩みの有無点検・増締め ② 変色、断線の有無点検
母線	① 母線支持部、母線接続部等の変形、損傷、脱落の有無点検 ② 締付部の緩みの有無点検・増締め ③ 絶縁抵抗測定
保護継電器 14台 ELR 8台(地下) ELR 2台(行政2階) ELR 2台(警察中庭) ELR 2台(危機管理センター)	① <del>特性試験</del> ② 保護動作試験
停電作業（警察庁舎）	① 停電作業を実施する。
停電作業（警察庁舎以外）	① 停電作業を実施する。

イ 変圧器

項目	点検内容
外観	① ボルト等緩みの有無点検 ② 変色、塗装の剥離及び発錆の有無点検・清掃 ③ 絶縁抵抗の測定

ウ 遮断器

V C B

細密点検は12年に1回

項目	点検内容	
普通点検	外観	① 外観点検 ② 清掃
	内部点検	① 開閉操作（トリップボタン操作を含む） ② 導通試験 ③ 絶縁抵抗測定
細密点検	外観、内部点検等	① 開閉操作（トリップボタン操作を含む） ② 操作機構部点検 ③ 操作回路部点検 ④ 真空バルブ点検 ⑤ その他、必要な点検

ACB

項 目		点 検 内 容
普通 点 検	外観点検	① 開閉表示 ② 消弧室の汚損、損傷 ③ 主接触子の変色、損耗 ④ 絶縁部異常 ⑤ アーキング接点の荒れ、変色
	操作機構	① 止めリンク脱落 ② 締付部、接続部の緩みの有無点検・増締め ③ 各連結部、摺動部の注油 ④ 各種スプリングの変色、変形、クラック、損傷 ⑤ トリガーラッチの注油、動作試験 ⑥ コンタクトワイプの測定 ⑦ 開極距離の測定
	全 般	① 投入、引出の動作試験 ② 電圧引外し、不足電圧引外しの動作 ③ 補助接触器の接触及び動作 ④ リミットスイッチの動作試験、絶縁抵抗測定

MCB

項 目		点 検 内 容
普通 点 検	外 観	① 外観点検 ② 清掃
	無通電状態	① 開閉操作（トリップボタン操作を含む） ② 導通試験 ③ 絶縁抵抗測定

エ 低圧幹線

項 目	点 検 内 容
外 部	① 幹線、ブランチャートランスの端子の締付部の目視確認
絶縁抵抗	① 低圧幹線の絶縁抵抗測定 (ブランチャートランス 2 次側は漏れ電流測定)

オ 動力盤、分電盤、電源切替盤等

項 目	点 検 内 容
内 部	① 端子部の緩みの有無点検・増締め・内部清掃 ② 切替用電磁接触器の点検（切替盤(1)、(2)）
絶縁抵抗	① 各盤の絶縁抵抗測定（電灯盤は漏れ電流測定（非常照明回路を含む））
接地抵抗	① 接地端子盤の各端子の接地抵抗測定

(4) 非常用発電設備

ア 非常用発電機盤 (5面)

保護継電器の特性試験は3年に1回(次回令和10年度実施予定)

項目	点検内容
外部	① 損傷、発錆、変色の有無点検
内部	① 清掃 ② 配線の損傷、過熱、断線の有無点検 ③ 端子の緩みの有無点検・増締め
絶縁抵抗	① 各分岐回路の絶縁抵抗測定
接地線	① 締付部の緩みの有無点検・増締め ② 変色、断線の有無点検
母線	① 母線支持部、母線接続部等の変形、損傷、脱落の有無点検 ② 締付部の緩みの有無点検・増締め ③ 絶縁抵抗測定
保護継電器 51 9台 67 7台 27 2台 ELR 1台	① 特性試験 ② 保護動作試験

イ 変圧器

項目	点検内容
外観	① ボルト等緩みの有無点検 ② 変色、塗装の剥離及び発錆の有無点検・清掃 ③ 絶縁抵抗の測定

ウ 遮断器

V C B 細密点検は12年に1回

項目	点検内容	
普通点検	外観	① 外観点検 ② 清掃
	内部点検	① 開閉操作(トリップボタン操作を含む) ② 導通試験 ③ 絶縁抵抗測定
細密点検	外観、内部点検等	① 開閉操作(トリップボタン操作を含む) ② 操作機構部点検 ③ 操作回路部点検 ④ 真空バルブ点検 ⑤ その他、必要な点検

(5) 無停電電源設備 (CVCF)

ア CVCF装置

項 目	点 検 内 容
全 般	① 損傷、発錆の有無点検 ② 清掃
主 回 路	① ケミコン、オイルコンデンサ異常の有無点検 ② 抵抗、トランス、リアクトルの異常の有無点検 ③ 絶縁物の目視点検 ④ 締付部の緩みの有無点検・増締め
制御回路	① カード内部品異常の有無点検 ② 計器類の目視点検及び零点調整 ③ コネクター部目視点検・増締め ④ ランプ、サージキラー目視点検、球切れ取替 ⑤ 制御電源電圧確認 ⑥ 波形点検、ゲートパルス出力波形測定
単機運転試験	① 起動・停止試験 ② 保護連動試験 ③ 停電試験 ④ 各部電圧波形測定
総合試験	① 停電・復電試験

イ CVCF用分電盤、制御盤

項 目	点 検 内 容
全 般	① 汚損、発錆の有無点検 ② 清掃
主 回 路	① 緩み、変色、発錆の有無点検・増締め
盤 内	① 配線状況の目視点検・増締め ② 取付機器状況の目視点検・増締め ③ 計器の指示値点検・零点調整
絶縁抵抗	① 母線、負荷側主回路、制御回路の絶縁抵抗測定
動作試験	① 限流ユニットの動作試験 ② 故障警報動作試験 ③ 各機器動作試験

ウ CVCF用充電装置

項 目	点 検 内 容
現状点検	① 交流入力電圧、浮動及び均等充電電圧測定 ② 出力電流測定 ③ 負荷電圧、負荷電流測定
外観構造	① 各部汚損の有無点検・清掃 ② 締付部の緩みの有無点検・増締め ③ 盤内各部品目視点検・増締め
計 器	① 動作状況点検・零点調整
電圧調整	① 電圧調整範囲点検
各部特性確認	① 制御回路波形測定 ② サイリスタ点弧特性試験 ③ 自動定電圧特性試験 ④ 垂下特性測定
各種設定値	① 各種設定値の調整確認
絶縁抵抗	① 絶縁抵抗測定
シーケンステスト	① 各種機器の動作試験

エ C V C F用蓄電池

項 目	点 検 内 容
作動状況	① 浮動充電中の電池総電圧測定 ② 浮動充電中の単電池電圧測定（全数）
外観構造	① 全般の汚損、発錆の有無点検・清掃 ② 極板、セパレータの目視点検・増締め ③ 配線接続部の目視点検・増締め ④ 漏液の有無点検
内部抵抗（MSE型のみ）	① 内部抵抗測定

(6) 直流電源設備

ア 充電装置

項 目	点 検 内 容
外観点検	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の汚損、損傷の有無点検 ② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、過熱、変色、異音、異臭等の有無点検 ③ 清掃
作動状況	① 交流入力電圧、浮動及び均等充電電圧測定 ② 出力電流測定 ③ 負荷電圧、負荷電流測定
機能試験	① 浮動、均等充電の切替動作試験 ② 電圧継電器の設置値調整・動作確認 ③ 電圧調整範囲の確認調整 ④ 負荷電圧補償装置の降下電圧確認 ⑤ タイマーの設定値調整・動作確認 ⑥ 警報機能点検 ⑦ 回復充電の交流断及び投入時の動作確認
計 器	① 盤面電圧計の指示値の調整確認
絶縁抵抗	① 絶縁抵抗測定
総合試験	① 実負荷試験

イ 蓄電池

項 目	点 検 内 容
作動状況	① 浮動充電中の電池総電圧測定 ② 浮動充電中の単電池電圧測定（全数） ③ 電解液の比重測定（HS型のみ） ④ 電解液の液温測定（HS型のみ） ⑤ 電解液の液面点検・補充（HS型のみ）
外観構造	① 全般の汚損、発錆の有無点検・清掃 ② 極板、セパレータの目視点検・増締め ③ 配線接続部の目視点検・増締め ④ 漏液の有無点検 ⑤ 触媒栓の機能動作状況確認（HS型のみ）
均等充電（HS型のみ）	① 均等充電の実施 ② 均等充電後の電圧、比重測定
内部抵抗（MSEのみ）	① 内部抵抗測定

(7) 太陽光発電設備

項 目	点 検 内 容
太陽電池アレイ	① 主回路の絶縁抵抗測定
中継端子箱	① 回路の絶縁抵抗測定 ② 開放電圧測定し、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないことを確認
パワーコンディショナー	① 接地端子の緩みの有無を確認 ② 主回路及び制御回路の絶縁抵抗を測定 ③ <del>系統連携保護継電器が正常に動作することを確認する。</del> （1回/3年）（次回R10年度実施）

(8) 照明制御盤

保守項目 共通仕様書第3章電気設備 3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤による。

(9) 非常照明設備

建築基準法第12条による非常照明設備の照度測定（行政庁舎）

・測定箇所 地下1階～18階 廊下まわり及び執務室（各階4カ所ずつ）

(10) 非常用高圧受変電設備

ア 高圧電源車接続盤、受電盤

保護継電器の特性試験は3年に1回（次回令和10年度実施）

項 目	点 検 内 容
外 部	① 損傷、発錆、変色の有無点検
内 部	① 端子の緩みの有無点検・増締め・内部清掃
絶縁抵抗	① 絶縁抵抗測定
保護継電器 67G 1台	① <del>特性試験</del> ② 保護動作試験

イ 変圧器

項 目	点 検 内 容
外 観	① ボルト等緩みの有無点検 ② 変色、塗装の剥離及び発錆の有無点検・清掃 ③ 絶縁抵抗の測定

ウ 400V 接続盤

保護継電器の特性試験は3年に1回（次回令和10年度実施）

項 目	点 検 内 容
外 部	① 損傷、発錆、変色の有無点検
内 部	① 端子の緩みの有無点検・増締め・内部清掃
絶縁抵抗	① 絶縁抵抗測定
保護継電器 51 1台 ELR 1台	① <del>特性試験</del> ② 保護動作試験

(11) 車庫棟電気自動車充電器用電源設備

ア 高圧受電盤、電灯受電盤、車庫EV用分電盤（7面）

保護継電器の特性試験は3年に1回（次回令和10年度実施）

項 目	点 検 内 容
外 部	① 損傷、発錆、変色の有無点検
内 部	① 端子の緩みの有無点検・増締め・内部清掃
絶縁抵抗	① 絶縁抵抗測定
接地抵抗	① 接地抵抗測定
保護継電器 51R 1台	① <del>特性試験</del> ② 保護動作試験

イ 変圧器

絶縁油試験は3年に1回（次回令和10年度実施予定）

項 目	点 検 内 容
外 観	① ボルト等緩みの有無点検 ② 変色、塗装の剥離及び発錆の有無点検・清掃 ③ 絶縁抵抗の測定
絶 縁 油	① <del>特性試験（破壊電圧・体積抵抗率・全酸価・比重度・引火点等）</del>

ウ 遮断器

V C B

細密点検は12年に1回

項 目	点 検 内 容
普通点検	外 観 ① 外観点検 ② 清掃
	内部点検 ① 開閉操作（トリップボタン操作を含む） ② 導通試験 ③ 絶縁抵抗測定
細密点検	外観、内部点検等 ① 開閉操作（トリップボタン操作を含む） ② 操作機構部点検 ③ 操作回路部点検 ④ 真空バルブ点検 ⑤ その他、必要な点検

(12) 登退庁表示設備

項 目	点 検 内 容
システムサーバ	① 通気口の粉塵付着状態確認と清掃 ② 装置パネルのランプ点灯状態確認 ③ ファンの異常音点検確認 ④ RAID 管理ユーティリティ、アラート情報及びデバイス情報確認 ⑤ ServerConductor (JP1) の通知アラート及びエラーログ確認 ⑥ ハードディスク使用状況(使用容量/空き容量)の確認 ⑦ イベントログ、IISサーバログ、SQLサーバログ確認 ⑧ データベースのバックアップ ⑨ Microsoft Windows セキュリティパッチ ⑩ 仮想電源試験 ※設定通りのシャットダウンを確認
UPS	① 装置パネルのLED点灯状態確認 ② PowerChute (管理ツール)エラーメッセージ・ログ確認 ③ 粉塵付着状態確認と清掃
サーバ廻り周辺機器	① モニタ設定内容(解像度等)と輝度調整、清掃 ② キーボード、マウス、ラック内清掃等と備品整理
表示器(タッチパネル表示器含む)	① 外観・内部清掃、化粧箱設置状況確認 ② LCDモニタの表示状態確認(表示欠損、色調、明度) ③ セットトップボックスの設定、動作状況及びログ確認 ④ サーバとネットワーク疎通確認(Pingコマンド 1500byte で確認) ⑤ 換気ファン、タッチパネル動作確認(タッチパネル表示器のみ) ⑥ 各部電圧測定
編集・管理PC	① 通気口の粉塵付着状態確認と清掃 ② 装置パネルのランプ点灯状態確認 ③ ファンの異常音点検確認 ④ ハードディスク使用状況(使用容量/空き容量)確認 ⑤ イベントログ確認 ⑥ ディスクデフラグ ⑦ MicrosoftWindows セキュリティパッチ
ネットワーク機器	① 接続された機器間での疎通確認 パケット長 1500byte によるレスポンスタイム計測 ② 接続されているLANケーブルのコネクタ周り確認
その他	① 表示器電源スケジュールの確認とログ確認 ② 出退の編集済データの確認

## 2.5 通信・情報設備保守点検（年1回－業務完了月：9月）

### 1 対象施設

(1) 議場等特殊設備（製作者：松下通信(株)他） 1式

- ① 議場音響設備
- ② 議場 I T V設備
- ③ 委員会室等放送設備

(2) 防犯設備（製作者：オーテック電子(株)） 1式

- ① 防犯監視盤（行政）
- ② ガラス破壊検知器
- ③ ガラス破壊検知器中継器
- ④ ドアマグネット、シャッタースイッチ
- ⑤ 拳銃手入れ室カードリーダー、制御盤及び郵便局設備

### 2 業務内容

(1) 議場等特殊設備

ア 議場音響設備

項 目	業務内容
調整卓 1式	① 入力レベルの調整 ② 入力スイッチの点検 ③ 入力ボリュームの点検調整 ④ 入力ジャック、その他コネクタ確認調整 ⑤ 出力レベルの調整
メモリーレコーダー 3台 (音声用)FostexUR-2	① 調整・清掃 ② 各スイッチ動作チェック
一斉録音操作器 1台	③ 接続部の確認
メモリーレコーダー 1台 (映像用)PanasonicAG-HMR10	① 調整・清掃 ② 録画・録音レベル、再生出力レベルの確認・調整 ③ 各スイッチ動作チェック
カメラ制御装置 1式	① 調整・清掃
リモートカメラコントローラー 1台	② 各スイッチ動作点検確認
コンパクトライブスイッチャー 1台	③ 回転台動作点検確認
HDモニタ25.5型液晶 1台	④ 接続部の確認
スイッチング HUB(5ポート) 1台	
共聴送出スイッチ 1台	
マイク関係 1式	① マイクコード断線の有無確認 ② マイクプレート、コネクタの確認 ③ マイクロホン感度、出力の調整
議員出席表示盤 1式	① 表示の確認、ランプの確認 ② 各スイッチの動作確認
スピーカー関係 1式	① 議場内のスピーカー断線の有無確認 ② 歪みの有無点検確認・調整
残時間表示器	① 設定器、表示器の動作点検調整

イ 議場 I T V 設備

項 目	業 務 内 容
議場撮影用カメラ (フルHDドーム型) 4台	① 色ずれ調整 ② フォーカス、ズーム等の調整 ③ 画像の確認調整 ④ 回転台の左右、上下の動作の確認調整

ウ 委員会室等放送設備

項 目	業 務 内 容
調整卓等 7台	① 入出力レベルの調整 ② 入力スイッチの点検 ③ 入力ボリュームの点検調整 ④ 入力ジャック、その他コネクタ確認調整
メモリーレコーダー (音声用)FostexUR-2 14台	① 調整・清掃 ② 各スイッチ動作チェック ③ 接続部の確認
マイク関係 1式	① マイクコード断線の有無確認 ② マイクプレート、コネクタの確認 ③ マイクロホン感度、出力の調整
スピーカー関係 1式	① 議場内のスピーカー断線の有無確認 ② 歪みの有無点検確認・調整

(2) 防犯設備

項 目	業 務 内 容
防犯監視盤 (行政) 60ch 1面	① 各部電圧測定 ② タッチパネル グラフィック操作部 表示・動作試験 ③ タッチパネル グラフィック表示部 表示・動作試験 ④ 警報表示動作点検 ⑤ 復帰動作点検 ⑥ 盤内清掃 ⑦ 中央監視設備との確認試験
ガラス破壊検知器 168個 (3年に分けて点検)	① チェッカーによる動作試験 ① 取付状態、損傷及び腐食の有無等点検
ガラス破壊検知器中継器 18個 (3年に分けて点検)	① 電源電圧測定 ② 警報動作試験 ③ 復帰動作試験 ④ 取付状態、端子等点検
ドアマグネットスイッチ 561個 (3年に分けて点検)	① 警報動作試験 ② 取付状態、損傷及び腐食の有無等点検
カードリーダー及び制御盤 1面	① 各部電圧測定 ② カード読取り動作試験 ③ 開錠スイッチ動作試験 ④ 復帰タイマー動作試験 ⑤ 制御盤及びリーダー内部部品の状態点検・清掃

## 第3章 機械設備

### 2.6 熱源機器オーバーホール（業務完了月：12月）

1 対象機器 冷温水発生機 RB-2 型式 REDKL032HG 製造者 荏原冷熱システム(株)

#### 2 整備内容

##### (1) 気密系分解整備

- ① 分解整備
  - ア 養生
  - イ 溶液・冷媒抽出
- ② 再生器整備
- ③ キャンドポンプ交換
  - ア 冷媒ポンプ交換作業
  - イ 溶液ポンプ交換作業
  - ウ 溶液スプレーポンプ交換作業
- ④ 本体点検整備
  - ア 自動抽気装置整備
  - イ ダイヤフラム弁交換作業
  - ウ 溶液ストレーナー点検
  - エ 希釈弁、濃度制御弁、冷暖切替弁交換作業
  - オ その他本体整備
- ⑤ 気密試験
  - ア 圧力試験
  - イ 真空試験
- ⑥ 試運転準備
  - ア 電気整備
  - イ 溶液、冷媒注入及び能力増進剤補充
  - ウ モーター回転方向及び電気整備
- ⑦ 試運転確認
- ⑧ 保冷及び保温材補修及び補修塗装
- ⑨ 取替部品・消耗品等  
電極棒×3、高温再生器液面計×2、高温再生器連成計×1、冷媒ポンプ<sup>1</sup> 1式、  
溶液ポンプ<sup>1</sup> 1式、溶液スプレーポンプ<sup>1</sup> 1式、希釈弁及び濃度制御弁1式、完全希釈弁1式  
低温再生器液面計×2個、低温再生器ポートスイッチ1式、能力増進剤×3ガロン  
ミアングル弁リング1式、冷暖切替アングル弁1式、冷媒バルブスイッチ1式、  
溶液フィルターカートリッジ×2、溶液フィルターカートリッジ<sup>1</sup> Oリング×2、ダイヤフラム弁ボンネット1式、  
ダイヤフラム弁ゴム1式、ダイヤフラム弁本体×1、ダイヤフラム弁ボルトナット1式、抽気二方弁×1、  
抽気三方弁×1、真空スイッチ×1、高温再生器圧力スイッチ×1、可溶栓×1、  
圧力トランスミッタ×1

##### (2) 燃焼系及び電気関係部品交換作業

- ① 再生器整備
  - ア 煙室整備
  - イ 燃焼系整備
- ② 電気部品交換作業
- ③ 保冷及び保温補修及び補修塗装
- ④ 燃焼調整
- ⑤ 取替部品・消耗品等  
後部煙室組立1式、煙管プロモータ×127、サーモバルブ×2、バーナーファンモーター1式、

ガス用コントロールモータ1式、エア用コントロールモータ1式、油用コントロールモータ1式、ガス用火炎検出器×1、  
 ガス用点火トランス×1、ガス用スパークロッド×1、ガス用点火ケーブル×1、パイロット電磁弁×1、  
 ガス圧スイッチ×1、風圧スイッチ×1、油圧計1式、油用火炎検出器×1、  
 油電磁弁(サブライ)×2、油電磁弁(リターン)×1、オイルポンプ1式、オイルストレーナー1式、  
 フレキシブルホース1式、ガス遮断弁ユニット1式、ガス圧力計1式、ノズルチップ×3、  
 セラミックスリーブ×127、セラミックファイバー1式、アロンセラミック1式、溶液ポンプインバーター×1、  
 溶液ポンプインバーターリアクトル×1、端子箱×1、溶液スプレーポンプ用インバーター×1、溶液スプレー  
 ポンプ用インバーターリアクトル×1、端子箱×1  
 バナーファン用電磁開閉器×1、冷媒ポンプ用電磁開閉器×1、油ポンプ用電磁開閉器×1、  
 抽気ポンプ用電磁開閉器×1、補助リレー×1、サージキラー×4、表示基板×1、  
 CPU基板×1、電源I/O基板×1、燃焼基板×2、バッテリー×1バッテリー×1、  
 サーミスター(-30~90℃)×6、サーミスター(0~120℃)×2、測温抵抗体(0~200℃)×2、  
 測温抵抗体(0~300℃)×1、冷温水減断水スイッチ×1、冷水低温サーモ×1、煙室サーモ×2、  
 廃ガス高温サーモ×1

### (3) 薬品洗浄作業(3面)及び過流探傷検査

#### ① 薬品洗浄

- ア 機材搬入・養生・機内窒素加圧
- イ 薬品洗浄作業
- ウ 水室内錆止め塗装・乾燥
- エ 総合復旧

#### ② 過流探傷検査

#### ③ 廃液処理

#### ④ 取替部品・消耗品等

洗浄剤260kg、添加剤30kg、中和剤100kg  
 蒸発器水室ガasket×2、吸収器・凝縮器水室パッキン(ノズル側)1式、  
 吸収器・凝縮器水室パッキン(反ノズル側)1式、水室仕切りゴム1式

## 2.7 空調設備保守点検（業務完了月：12月）

### 1 対象設備一覧

この業務を実施する設備は以下のとおりとし、詳細は別表 2.7「空調設備保守点検 対象設備一覧表」のとおりとする。

- (1) 貫流ボイラー
- (2) 炉筒煙管式ボイラー
- (3) 第1種圧力容器
- (4) 冷温水発生器
- (5) 遠心式冷凍機
- (6) 冷却塔
- (7) 水処理装置等
- (8) ユニット型空調機
- (9) 空気清浄装置
- (10) 全熱交換器
- (11) 送排風機
- (12) 排煙機
- (13) パッケージ型空調機
- (14) FF温風冷暖房機
- (15) 排ガス洗浄装置

### 2 業務内容

共通仕様書による他は以下による。

対象設備を良好に維持管理するため各項目について保守点検を行うものとする。なお、消耗部品の取り替え程度の軽微な修理を含むものとする。

- (1) 貫流ボイラー（B-1, 2） 点検回数 年1回  
保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.2.2 鋼製ボイラーによる。  
点検項目 性能点検による。  
追加項目 真空破壊弁1個、電気伝導率センサ(連続フローセンサ)1個、水面計ガラス1個、UV管1個、リレー(R4、R05、R06)3個の取替  
②安全弁及び逃し弁の圧力試験
- (2) 炉筒煙管式ボイラー（B-3） 点検回数 年1回  
保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.2.2 鋼製ボイラーによる。  
点検項目 性能点検による。  
追加項目 ①燃焼装置 バーナー分解清掃点検  
②安全弁及び逃し弁の圧力試験
- (3) 第1種圧力容器 点検回数 年1回  
対象機器 ①冷温水ヘッダー（HW-1、2、4 HWB-1～4）  
②熱交換器（HE-1、2、5、6）  
③貯湯槽（THS-301、401、402）  
保守項目 「共通仕様書第4章機械設備 4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク」及び「共通仕様書第4章機械設備 4.5.3 貯湯タンク」による。  
点検項目 性能点検による。  
追加項目 ①貯湯槽のコイル引き抜き整備

②安全弁及び逃し弁の圧力試験

- (4) 冷温水発生機 (RB-1、2、3、4)
- |      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 点検回数 | シーズンIN 2回、シーズンOFF 2回             |
| 保守項目 | 共通仕様書第4章機械設備 4.3.5 直だき吸収冷温水機による。 |
| 追加項目 | 冷暖房の切替操作<br>伝熱管ブラシ洗浄             |
- (5) 遠心式冷凍機
- ①RC-1
- |                  |   |
|------------------|---|
| 点検回数             | シーズンON 4回 (冬季の運転は交互とする。)  |
| 保守項目             | 共通仕様書第4章機械設備 4.3.3 遠心冷凍機による。  |
| 追加項目             | チューブ洗浄 (凝縮器) 2回、潤滑油分析   |
| 整備時交換部品<br>(各1個) | エレメント、Oリング(G-75)、Oリング(G-40)、ドライヤフィルタ<br>フィルタードライヤーブロック、ドライヤーカバーガasket、<br>冷媒フィルタエレメント、Oリング(G105)、Oリング(P14)<br>フロート室パッキン |
- ②RC-2
- |                  |   |
|------------------|---|
| 点検回数             | シーズンON 2回 (冬季の運転は交互とする。)  |
| 保守項目             | 共通仕様書第4章機械設備 4.3.3 遠心冷凍機による。  |
| 追加項目             | チューブ洗浄 (凝縮器) 2回、潤滑油分析   |
| 整備時交換部品<br>(各1個) | エレメント、Oリング(G-75)、Oリング(G-40)、ドライヤフィルタ<br>フィルタードライヤーブロック、ドライヤーカバーガasket、<br>冷媒フィルタエレメント、Oリング(G105)、Oリング(P14)<br>フロート室パッキン |
- (6) 冷却塔 (CT-1~10)
- |      |                            |
|------|----------------------------|
| 点検回数 | シーズンIN 1回、シーズンOFF 1回       |
| 保守項目 | 共通仕様書第4章機械設備 4.3.9 冷却塔による。 |
- (7) 水処理装置等 点検回数 年1回
- ①硬水軟化装置 (NS-1、2)
- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 点検項目 | 本体、ストレーナーの清掃点検。樹脂の再生処理の点検及び充填。 |
|------|--------------------------------|
- ②~~pHコントロール装置 (NS-3)~~
- |                 |   |
|-----------------|---|
| <del>点検項目</del> | <del>本体、接液部の点検。配管系の漏れの点検。pH値の標準液校正。</del> |
|-----------------|---|
- ③スライム防止装置 (NS-4~9)
- |      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 点検項目 | 本体の分解清掃点検、ポンプ軸受部等の点検、電気回路動作確認点検。 |
|------|----------------------------------|
- ④スケール防止装置 (NH-3、4)
- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 点検項目 | 本体の分解清掃点検、電気回路動作確認点検。 |
|------|-----------------------|
- ⑤水質分析管理
- |      |                    |
|------|--------------------|
| 点検項目 | 缶水、冷却水、蓄熱水 (温水・冷水) |
|------|--------------------|
- (8) ユニット形空調機 (ACU)
- |      |   |
|------|---|
| 点検回数 | シーズンIN 1回                                     |
| 保守項目 | 共通仕様書第4章機械設備 4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト型空気調和機による。 |
- (9) 空気清浄装置 点検回数 年1回
- |      |        |
|------|--------|
| 対象機器 | ①電気集塵器 |
|------|--------|

- ②コサトロンユニット  
 ③自動巻取形エアフィルター  
 ④横引き出し型フィルターユニット（危機管理センター）
- 保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.4.6 空気清浄装置による。  
 ただし、横引き出し型フィルターユニットについては、「第3編 運  
 転・監視及び日常点検」によるものとする。
- 追加項目 ①共通仕様書の6月1回、3月1回は年1回と読み替える。  
 ②電気集塵機薬品洗浄  
 ③業務により生じた、ろ材運搬処分（プレフィルター等）
- (10) 全熱交換器（HEAR、THX（危機管理センター）） 点検回数 年1回  
 保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.4.10 全熱交換器による。
- (11) 送排風機（FR、FS、FE） 点検回数 年1回  
 保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.4.8 送風機による。  
 ただし、危機管理センター内の送排風機については、「第3編 運転監  
 視及び日常点検」によるものとする。
- (12) 排煙機（FF） 点検回数 年1回  
 保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.4.8 送風機による。  
 追加項目 消防庁告示の点検基準による。  
 建築基準法第12条の定期報告制度に定める排煙風量測定。
- (13) パッケージ形空調機（UAC、OPAC）  
 点検回数 シーズンIN 1回  
 保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.3.6 パッケージ形空気調和機による。  
 なお、危機管理センター用パッケージ形空調機のうち、PAC及びI  
 PACについては、「第3編 運転・監視及び日常点検」による。
- (14) FF温風冷暖房機 点検回数 定期点検 1回  
 保守項目 共通仕様書第4章機械設備 4.3.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調  
 和機による。
- (15) 排ガス洗浄装置 点検回数 年1回  
 保守項目 ①本体破損、変形、変色、発錆の点検。充填材の目詰まり清掃。シャ  
 ワーノズルの目詰まり清掃。  
 ②ポンプ、ファン等異音、異常振動、軸受けの給油点検。絶縁抵抗測  
 定。操作部の点検整備。電気回路動作確認点検。

## 2.8 昇降機設備保守点検（通年）

### 1 対象設備

別表 2.8「昇降機設備保守点検対象設備」のとおり。

### 2 業務資格

保全技師 I 及び保全技師補と同等以上の作業員により業務を行うものとし、このうち少なくとも 1 人は検査資格者の資格を有するものとする。

また、建築基準法で定める定期点検を行う際は、検査資格者が行うものとする。

保全技師 I：点検整備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者。

保全技師補：設備の点検整備業務について、作業の内容が判断できる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者。

### 3 業務内容

#### (1) 仕様及び保守内容

ア 共通仕様書のうち、以下の項目に従うものとする。

なお、該当装置がない点検項目については除外する。

第 1 編 一般共通事項

第 2 編 定期点検及び保守 第 1 章 一般事項

〃 第 7 章 搬送設備

イ 建築基準法第 12 条第 4 項の規定による点検を行うこと。（年 1 回）

ウ 保守の内容はフルメンテナンスとする。また、点検には細心の注意を払い、受託者の責務において常に安全な運行状態とすること。

エ 点検周期については原則共通仕様書によるが、以下の項目については巡回点検とし、毎月行うものとする。また、日常の良好な運転を確保するため、巡回点検項目については定期点検を行う日と異なる日に実施するものとし、各昇降機について毎月バランスがとれた点検周期を計画すること。（定期点検 1 回／月、巡回点検 1 回／月）

#### (ア) 表 7.2.5 ロープ式エレベーター

点検項目		点検周期
1. 機械室	a	①
	b	①②
2. かご	b	
	f	①②
	h	
	j	
	p	①②
	q	
3. かごの周囲及び昇降路	a	
	q	
4. 乗り場	a	①②
5. ピット	h	①
	l	

(イ) 表 7.2.8 油圧エレベーター

点検項目			点検周期
1. 機械室	a	②	1回/月

(ウ) 表 7.4.4 小荷物専用昇降機

点検項目			点検周期
1. 機械室	a		1回/月
2. かご	b		
	f		
3. 各階出し入れ口	b		
	d		
	e		
4. かごの周囲及び昇降路	b		

(2) 交換部品

- ① J I S規格品等若しくはメーカー純正部品を使用すること。
- ② 共通仕様書に記載のある交換部品については、必要に応じて修理及び取替を行うこと。なお、経年により製造中止の部品が含まれているため、臨機に対応のこと。

(3) 機器管理台帳の作成

修繕履歴及び運転状況が明確になるよう台帳を作成・記録し、次年度に引き継ぐものとする。

(4) その他

- ① 故障連絡があったときは、速やかに対応すること。(概ね 30 分以内)
- ② 点検により発見された不具合箇所及び担当職員から指摘を受けた不具合箇所は、速やかに改善修理を行うこと。
- ③ 運転時間プログラム変更の連絡があったときは、速やかに対応すること。

#### 4 成果報告書

本仕様書第1編第1章10及び11に示すもののほか、以下の書類を提出すること。また、報告書の様式については、共通仕様書によるものとする。

- ① 機器管理台帳
- ② 定期点検記録書

## 第4章 監視制御設備

### 2.9 監視制御設備保守点検（通年）

#### 1 対象設備

この業務を実施する設備は以下のとおりとし、詳細は別表 2.9-1「監視制御設備保守点検対象設備一覧表」のとおりとする。

- ~~(1) 中央監視制御設備~~（中央監視装置更新予定のため点検から除外）
- (2) 空調等自動制御機器

#### 2 業務内容

対象設備を良好に維持管理するため、保守点検を行うものとする。詳細は別表 2.9-2「監視制御設備保守点検 業務内容」のとおりとする。

## 第5章 防災設備

### 2.10 消防設備保守点検（年2回－業務完了月：前期9月，後期3月）

#### 1 対象設備

この業務を実施する設備は下記のとおりとし、詳細は別表 2.10「消防設備保守点検対象設備」のとおりとする。

- (1) 消火器具
- (2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備
- (3) スプリンクラー設備
- (4) ハロゲン化物消化設備
- (5) 自動火災報知設備
- (6) ガス漏れ警報設備
- (7) 非常放送設備
- (8) 非常電話設備
- (9) 誘導灯
- (10) 防火・防排煙設備
- (11) 連結送水管
- (12) 連結散水設備
- (13) 非常コンセント設備

#### 2 業務内容

- (1) 対象設備を良好に維持管理するため、建築基準法、消防法、同法施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示等の定めるところにより、法定点検を行うものとする。（共通仕様書第6章防災設備による。）

点検回数	機器点検	2回
	総合点検	1回

- (2) 防災管理点検
- (3) 建築基準法第12条の定期報告制度に定める防火設備点検

## 第3編 運転・監視及び日常点検

### 1 業務の範囲及び内容

#### (1) 業務の範囲

業務の範囲は、別表 3-1「県庁舎設備運転監視区分」のとおりとする。

#### (2) 業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとし、中央設備管理室で行う運転監視業務は 24 時間対応、日常の保守点検業務は原則として開庁日の昼間に実施するものとする。詳細は別表 3-2「県庁舎保守点検表」による。ただし、設備機器等の異常時における応急措置は 24 時間対応とする。

##### ① 日常防災監視

- ア 県庁舎の火災、停電、断水、漏電、漏水、ガス漏れ、地震等災害発生を察知したときの緊急連絡等非常時の処置
- イ 防災総合操作盤、非常放送設備、非常電話の監視及び操作
- ウ 昇降機設備の監視、制御

##### ② 日常運転

- ア 設備機器の運転監視  
受変電設備、自家発電設備、照明制御盤、親時計装置、昇降機設備、給排水衛生設備、空調設備、中央処理装置関連機器等の監視、操作
- イ プリンター装置等からの情報収集及び記録の整理
- ウ 県庁舎使用状況の変化又は運転条件の変更について担当職員から総括責任者に指示があった場合の処置
- エ 設備運転マニュアルに添った運転監視、操作、管理等

#### (3) 保守点検及び日常点検

- ① 別表 3-3「県庁舎設備点検基準」に定める日常点検
- ② 別表 3-4「県庁舎管球取替え区分表」に定める管球の取替え
- ③ 別表 3-5「県庁舎設備運転監視業務実施計画表」に定める点検
- ④ 水漏れ、水つまり、注油、ネジの増締め等の小修繕
- ⑤ 設備の異常時における臨機の処置

#### (4) 運転管理業務

円滑な業務進捗に向け次の業務を行い、適切な措置を講じなければならない。

- ① 委託業務範囲内における設備で別途発注された定期点検及び修繕工事の連絡調整、立会い及び報告を行う。
- ② 記録、報告、台帳等の作成、整理、保管
- ③ 電力、水道、ガス、厨房工水の月例検針
- ④ 県が貸与する物品・鍵等の貸出管理
- ⑤ 点検保守・整備修理等の作業員の登退庁管理
- ⑥ その他県の行う施設管理業務への支援及び補助  
(官公庁立入検査、防災業務、テナントその他の対応、改修計画等)

#### (5) 下水道水質分析業務

県庁舎敷地内から公共下水道に排出される下水を、下水道法第12条の11（水質の測定義務等）にもとづいて、その水質を測定し、結果を記録しておくものとする。

① 対象施設

公共下水道に接続されている敷地内下水道3ルート上のマンホール各1箇所ずつ計3箇所（ア 西回廊、イ 警察、ウ 行政・議会）

② 業務内容

下表のとおりサンプル採水・分析し、報告書を作成するものとする。採水箇所及び時間等は別途指示する。

項目	頻度	測定箇所	備考
BOD	1回/14日	2	西回廊、行政・議会
シアン化合物	1回/7日	1	警察
総水銀	〃	1	〃
クロム	〃	1	〃
溶解鉄	〃	1	〃
銅	〃	1	〃
ノルマルヘキサン	〃	2	西回廊、行政・議会
SS	〃	2	西回廊、行政・議会

(6) 保全実施計画に基づく業務

設備の正常な運転を行うため、保全実施計画に基づいて設備運転監視・日常巡視点検を行い、県庁舎の良好な環境及び機能を保持しなければならない。このため、次の基礎資料を作成するものとする。

- ア 設備機器稼働時間表
- イ 用途別エネルギー消費量表
- ウ 月間運転実績表
- エ その他保全実施計画作成に必要な資料

(7) 中央設備管理室での運転監視業務

中央設備管理室は、県庁舎すべての設備機器の制御、監視機能を有し、また災害時の防災センターとしての中核となる重要な場所である。したがって、設備管理に精通した総括責任者又は主任業務員が常時勤務し、運転計画等に基づき、機器の効率的な運用に努めるものとする。

監視・操作内容

- ア 運転開始前には、システム、機器各部に異常又は支障がないことの確認を行う。
- イ 運転中は、システム、機器の正常運転を確認し、必要に応じ計測、測定等を行う。
- ウ システム運転上必要な各種操作等を行う。
- エ 機器の運転、停止の状態監視、操作及び故障、警報等の監視を行う。
- オ 室内空気環境、衛生状態の監視及び調整を行う。
- カ 中央処理装置によって計算機制御を行うものについては、制御状態、結果の監視を行う。
- キ 定期的に外気状態（光庭を含む）の監視を行う。

(8) 保守点検業務

県庁舎の設備の保守点検業務は機器の状態、用途及び稼働に応じた臨機の適正な保全を行うものとし、管理基準等に基づいて積極的に実施するものとする。

管理基準等は、具体的な業務内容、手順及び処置についての判断基準を示したものであり、機器の状態に応じた適切な保守点検を実施する。

(9) 書類の整備

業務に関する書類は必要の都度取り出せるように中央設備管理室又は業務員控室に常備し、これを整備しておかなければならない。

- ア 業務委託契約書（写し）
- イ 業務委託仕様書
- ウ 管理基準等
- エ 保守指導書
- オ 業務工程表（年間、月間）
- カ 業務引継日誌
- キ 各種日報、月報、作業記録
- ク 業務員名簿
- ケ 事故、災害等の記録
- コ 県が貸与する書類（県庁舎完成図、設備機器取扱説明書、設備機器製作図等）

(10) 災害時の対応（措置）

- ① 中央設備管理室は、県庁舎の防災設備の状態表示と操作のできる防災盤及び主要設備の稼働状態を表示し、操作のできる中央監視装置が設置してあり、県庁舎の防災センター機能をもっている。火災等の災害発生時には、共通の設備を相互に関連させ総合的に機能させなければならない。

このため、火災等の災害発生時には、管理職員に連絡し、新潟県庁自衛消防組織に加わり、消防隊長の指揮に従い、防災設備等の操作を行わなければならない。

- ② 業務員は、日頃から機器操作、火災時等における防災機器の作動順序を把握し、中央設備管理室内の防災盤、画像表示装置、防災操作卓を中心とした訓練を行い、防災設備等の操作方法を熟知しておかなければならない。また定期的に実施される県庁舎の防災訓練等に参加するものとともに、準備・復旧作業を行う。

(11) 業務員控室等の供与及び備品消耗品の負担

- ア 業務員の控室の使用は無償とし、別途指示する場所とする。
- イ 業務を行うための備品及び測定機器、機具類については、受託者の負担とし、内容を担当職員に報告する。また、県が保有しているものについては、担当職員と協議の上、使用するものとする。
- ウ 業務に必要な電気、水は支給する。
- エ 次の消耗品雑材料等の間接資材及び事務用品は、受託者の負担とする。  
各種潤滑油、グリス、ギアオイル、ウエス、鋸刃、テープ類、接着剤、管球、電球、表示ランプ、パツキン、ネジ、シール材、乾電池その他これらと同程度の間接消耗材料及び消耗品。

(12) 設備室等の環境衛生

電気室、機械室等の設備室及び控室の整理整頓に努めるとともに、はき掃除程度の清掃を行う。

(13) その他特に定めがなくとも設備管理上必要な業務

## 2 業務員

(1) 業務員の服務規律

本編で規定する業務に携わる業務員は、勤務時間中、県の承諾を得た統一された服装及び名札を着用し業務員であることを明瞭にし、内容を担当職員に報告する。

総括責任者は、受託者が定めた服務規律を他の業務員が遵守するよう指導する。

(2) 業務員の確保及び指導教育

- ① 受託者は、業務の内容に応じて必要な業務員を確保しなければならない。
- ② 受託者は、業務員の氏名、年齢、経歴及び資格等を、県が定める書面をもって報告しなければならない。
- ③ 受託者は、業務員に対して業務に必要な教育訓練を実施し、施設の管理運営に支障ないようにしなければならない。特に、トラブル発生時の初期対応の教育訓練を実施し、迅速・的確に対応できるようにしなければならない。
- ④ 受託者は、自家発電設備や防災設備など常時は運転しない設備についても、非常時の対応のため、日頃からその操作方法について教育訓練を実施しなければならない。

(3) 業務員の資格

受託者は、本編で規定する業務に携わる業務員として、以下の資格及び条件を全て満たす者を配置すること。

- ① 主任業務員
  - ア 第三種電気主任技術者以上又は第一種電気工事士
  - イ 二級ボイラー技士以上
  - ウ 受託業務の責任者として十分な知識および設備管理業務について実務経験を10年以上程度有すること
- ② 業務員
  - ア 第一種電気工事士又は二級ボイラー技士以上
  - イ 設備管理業務について実務経験を5年以上程度有すること
- ③ 業務員補
  - ア 第二種電気工事士以上又は二級ボイラー技士以上
  - イ 設備管理業務について実務経験を1年以上程度有すること

(4) 業務員の勤務区分

- ① 主任業務員：総括責任者が不在時に勤務する。
- ② 業務員：各時間帯に必要人数を配置する。
- ③ 業務員補：開庁日昼間に配置することができる。その他の時間帯で業務員の不在時に代わりに配置できる。
- ④ 日常業務の引継ぎ  
勤務の交代にあたっては、機器の運転状況、保守点検業務の内容等、設備の保全上必要な事項について十分に引継ぎをおこない、設備の機能を保持するものと。

(5) 業務員の配置

- ① 開庁日(241日)昼間：5名以上（1名は業務員補とすることができる）  
夜間：2名以上（主任業務員を含む、半数は仮眠可とする）
- ② 閉庁日(124日)昼間：2名以上（主任業務員を含む）  
夜間：2名以上（主任業務員を含む、半数は仮眠可とする）

(開庁日の業務員配置の例)

	8:30	17:15	0:00	8:30
総括責任者：8h	—————			
主任技術員：8h	—————			
業務員A：8h	————— (中央監視装置操作者)			
主任業務員：16h	————— 仮眠有り			
業務員B：16h	————— 仮眠有り			
業務員C：8h	—————			
業務員補：8h	—————			

### 3 関連規定等

業務実施に伴い適用を受ける新潟県の諸規程等は次のとおりである。

- (1) 新潟県自家用電気工作物保安規程
- (2) 新潟県防火等管理規程
- (3) 新潟県庁自衛消防隊設置要領
- (4) 新潟県庁舎管理規則
- (5) 新潟県公有財産事務取扱規則

## 第4編 清掃業務

### 第1章 貯水槽清掃等環境保全（年2回—業務完了月：9、3月）

#### 1 対象設備

##### (1) 貯水槽等

- ① 受水槽（TW-1） 1基  
鉄パネルプラスチックコーティング製  
呼称(有効容量 64 (55) m<sup>3</sup>  
寸 法 4,000×4,000×4,000 h  
製 造 者 三菱樹脂(株)
- ② 受水槽（TW-2） 1基（危機管理センター用）  
型 式 FRP製複合板パネルタンク  
有効容量 47.6m<sup>3</sup>  
寸 法 4,000×4,000×4,000 h  
製 造 者 (株)日立ハウステック
- ③ 高置水槽（TW-3, 4） 2基  
（上水用）  
鉄パネルプラスチックコーティング製  
呼称（有効）容量 8（5）m<sup>3</sup>/基  
寸 法 2,000×2,000×2,000 h  
製 造 者 三菱樹脂(株)
- ④ 高置水槽（TW-5, 6） 2基  
（雑用水槽）  
鉄パネルプラスチックコーティング製  
呼称（有効）容量 22.5（17）m<sup>3</sup>/基  
寸 法 3,000×3,000×2,500 h  
製 造 者 三菱樹脂(株)
- ⑤ 雑用水受水槽（TW-8） 1基（危機管理センター用）  
型 式 FRP製複合板パネルタンク（2槽式）  
有効容量 43m<sup>3</sup>  
寸 法 5,000×4,000(2,000+2,000)×3,000 h  
製 造 者 (株)日立ハウステック
- ⑥ 塩素滅菌装置（CLT-1, 2） 2基  
CLT-1 手動可変型定量注入ポンプ  
薬液タンク（PVC製）200m<sup>3</sup>  
CLT-2 自動容量制御型注入ポンプ  
（サイリスターモーター）  
薬液タンク（PVC製）200m<sup>3</sup>  
製 造 者 (株)オーヤラックス
- ⑦ 雑用水滅菌装置 1基  
薬液注入ポンプ  
薬液タンク（PE製）  
残留塩素濃度計  
製 造 者 東西化学産業(株)
- ⑧ 雑用水滅菌装置（SB-1） 1基（危機管理センター用）  
薬液注入ポンプ 能力：30mL/min×1.47MPa  
薬液タンク 容量：100L  
製 造 者 (株)オーヤラックス

(2) 汚水、雑排水槽等

- ① 汚水槽 (PD-101~102) 2槽  
行政庁舎地下 汚水用水中ブレードレスポンプ  
80φ×200m<sup>3</sup>×415V/3.7kW×2台 2組  
製造者 (株)日立製作所  
水槽容量 計4.0m<sup>3</sup>  
寸法 2,000×1,000×1,000h  
2,000×1,000×1,000h
- ② 雑排水槽 (PD-103~106) 4槽  
行政庁舎地下 雑排水用水中ポンプ  
50φ×200m<sup>3</sup>×415V/2.2kW×2台 4組  
製造者 (株)日立製作所  
水槽容量 計9.2m<sup>3</sup>  
寸法 2,400×1,000×1,000h×2  
2,500×1,000×1,000h  
1,900×1,000×1,000h
- ③ 湧水槽 (PD-110、114) 2槽  
行政庁舎地下 湧水用水中ポンプ  
サービスヤード 80φ×500m<sup>3</sup>×415V/3.7kW×2台 2組  
製造者 (株)日立製作所  
水槽容量 計27.4m<sup>3</sup>  
寸法 4,800×2,500×1,000h変形  
4,400×3,500×1,000h変形
- ④ 汚水、雑排水槽 (PD-501) 1槽  
職員会館脇 汚水用水中ブレードレスポンプ  
65φ×300m<sup>3</sup>×415V/2.2kW×2台 1組  
製造者 (株)日立製作所  
水槽容量 計1.0m<sup>3</sup>  
寸法 2,000×1,000×500h変形
- ⑤ 汚水、雑排水槽 (PD-601) 1槽  
車庫棟焼却炉置場 汚水用水中ブレードレスポンプ  
65φ×400m<sup>3</sup>×415V/1.5kW×2台 1組  
製造者 (株)日立製作所  
水槽容量 計0.75m<sup>3</sup>  
寸法 2,000×750×500h変形
- ⑥ ガソリントラップ等 14槽  
車庫棟脇 ステンレス製 容量398m<sup>3</sup>  
寸法 2,000×570×500h  
製造者 カネソー(株)
- ⑦ 特殊排水モニター槽 1槽  
警察庁舎脇 寸法 2,000×2,300×2,000h  
PH監視値 (中央設備管理室へ警報)  
希釈用雑用水給水管 50φ 容量13m<sup>3</sup>

(3) ばい煙測定

- ① 貫流ボイラー (B-1, 2) 2基  
B-1 : ガス専焼型電熱面積 9.8 m<sup>2</sup>  
B-2 : 灯油専焼型伝熱面積 9.65 m<sup>2</sup>  
四位置制御  
製造者 (株)日本サーモエナー
- ② 炉筒煙管式蒸気ボイラー (B-3) 1基  
ガス・灯油切専燃形バーナー  
伝熱面積 19.0 m<sup>2</sup>/基  
製造者 (株)高尾鉄工所
- ③ 冷温水発生機 (RB-1~2) 2基  
ガス・灯油切専燃形バーナー  
伝熱面積 23.3 m<sup>2</sup>/基  
製造者 (株)荏原製作所
- ④ 冷温水発生機 (RB-3~4) 2基  
ガス・灯油切専燃形バーナー  
伝熱面積 11.7 m<sup>2</sup>/基  
製造者 (株)荏原製作所

(4) 地下タンク (TO-1~4)

- ① 地下貯油槽 (TO-1~3) 3基  
型式 TO-30 (ピット式)  
容量 30,000m<sup>3</sup>/基  
製造者 (有)宇佐美鉄工所
- ② 地下貯油槽 (TO-4) 1基 (危機管理センター用)  
型式 TO-22.3 (ピット式)  
容量 22,300m<sup>3</sup>/基  
製造者 新潟日本油設(株)
- ③ 油・配管等 地下埋設配管 (本タンクよりギヤポンプまで)  
地下埋設配管 (分岐バルブより発電設備室内ギヤポンプまで)
- ④ ギヤポンプ 4台 (TO-1~3用)、2台 (TO-4用)

(5) 防水板

アクアシャッター f  
寸法 5.16m×0.66m  
製造者 (株)宇根鉄工所

## 2 業務内容

- (1) 貯水槽等 回数 年1回
- ① 受水槽・高置水槽・雑用水槽  
清掃点検 (新潟市貯水槽清掃実施要領による)
- ② 飲料水水質検査  
ア 一般検査 (上水2ヶ所、給湯3ヶ所)  
イ 1回目 一般検査16項目  
イ 2回目 一般検査11項目  
イ 消毒副生成物検査12項目 (上水2ヶ所、給湯3ヶ所)  
実施時期 6月1日~9月30日以内に1回
- ③ 工業用水水質検査  
ア 大腸菌検査 1回/2月、測定箇所 2ヶ所

	イ レジオネラ菌検査	1回/年、	冷却塔	6ヶ所	
	ウ 一般検査	16項目	1回/年、	冷却塔	1ヶ所
④	上水塩素滅菌装置	定期点検整備	年1回		
⑤	雑用水塩素滅菌装置	定期点検整備	年1回		
⑥	簡易専用水道施設	検査（書類）	年1回		
(2)	雑排水槽等	回数	年2回		
①	汚水槽・雑排水槽・ガソリントラップ・モニター槽	内部清掃点検、汚泥等の建物外に搬出適切処理 (産業廃棄物を除く)			
②	水中ポンプ	槽内の漏水、壁面等の損傷、亀裂、発錆の有無 水面制御、警報装置の損傷及び腐食の有無点検 ポンプ外面の腐食状態、ケーブルの劣化の有無点検 水中モータの絶縁抵抗測定（試運転を行う）			
(3)	ばい煙等設備	回数	年2回		
①	対象機器	貫流ボイラー	2基		
		蒸気ボイラー	1基		
		冷温水発生機	4基		
②	測定方法	大気汚染防止法の定めによる			
③	測定項目	ア ばいじん濃度（ダスト） イ 窒素酸化物濃度（NO <sub>x</sub> ）			
(4)	地下タンク及び地下埋設配管等の漏洩試験	回数	年1回		
		消防法（法第14条の3の2項、規則第62条の4第1項、 規則第62条の6、規則第62条の8等）に基づく危険 物施設等の定期点検のうち地下タンク及び地下埋設配 管等の漏洩検査			
①	対象	TO-1、TO-2、TO-3、TO-4 地下埋設配管			
②	範囲	地下タンク気相部、液相部及び地下埋設配管			
③	条件	TO-1～3の試験時については、最低1基は使用でき る状態で実施する。			
(5)	空気環境測定	回数	年6回（1回/2月）		
		建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく 空気環境測定			
①	対象	行政庁舎・警察庁舎・議会庁舎・東回廊・西回廊 （100箇所程度）			
②	測定項目	浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、 温度、相対湿度、気流、照度（照度測定は年2回）			
(6)	防水板	回数	年1回		
		動作確認および清掃			